

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 26 日現在

機関番号：35503

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2017

課題番号：16H07384

研究課題名(和文) 非行少年の立ち直りに関する社会学的研究

研究課題名(英文) Sociological Study of Desistance from Delinquency

研究代表者

都島 梨紗 (TSUSHIMA, RISA)

東亜大学・人間科学部・講師

研究者番号：70779909

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、公的機関による立ち直り支援に着目して、非行少年の立ち直りプロセスを継続的に明らかにすることである。そのため、(1)非行経験者に対する追跡調査。(2)少年処遇に携わる支援者に対するインタビュー調査を中心として行い、台湾との比較も試みた。

本研究を通して得られた知見は、以下の2点に集約される。1点は、非行経験者にとって、スティグマ付与の経験とその対処行動が非行からの「立ち直り」において重要な解釈資源になりうるということである。もう1点は、台湾では、学校における問題行動対応は、日本と異なり、輔導教師を中心とする組織の在り方で対応していることである。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to investigate the process of desistance from delinquency, focusing on official intervention of desistance. The research design is following two points: (1) follow-up interview for ex-delinquent people, (2) interview for the people who supporting desistance. In addition, we comparison with Taiwanese intervention of desistance.

Our findings are following two points. First, for ex-delinquent people, the coping behavior about stigma linked desistance from delinquency. Second, in Taiwan, guidance teachers facilitate to cooperate with teachers and another experts(ex.school social worker or school counselor) in the school. So in Taiwan, guidance teachers take on children's problem in the school.

研究分野：教育社会学

キーワード：非行からの立ち直り 逸脱・社会問題研究 質的研究 追跡調査 施設内/社会内処遇 就労支援

1. 研究開始当初の背景

平成 18 年以降、法務省を中心として非行少年への立ち直り支援政策の重要性が叫ばれるようになった。だが、公的機関による立ち直り処遇は、非行少年に対し立ち直りの資源を提供すると同時に一方で、公的に逸脱者のレッテルを貼るという営みでもある。

本研究は、非行少年の立ち直りについて取り上げる。逸脱学派の一つであるラベリング学派を踏まえ、公的機関は立ち直り処遇により再犯を防止する一方で、公的に「非行少年」としてのレッテルを貼るため、再犯を促す可能性もある(例えば、Lemert, E. M, 1951, *Social Pathology: A Systematic Approach to the Theory of Sociopathic Behavior* : McGraw-Hill.)。つまり公的機関による処遇は、非行からの離脱を促すと同時に、非行少年としてのレッテルを強化させ逸脱者にするというアンビバレントな性質を持っているのだ。

犯罪学では伝統的に、犯罪の開始時点における原因解明が主流だったため、犯罪の終結時点に着目する研究は圧倒的に少数派であった。しかし近年、欧米を中心に犯罪・非行のその後に焦点があてられるようになってきている。欧米における立ち直り研究は、ライフコース論等の視座を用いながら犯罪者に直接アプローチし、「立ち直り」の検討を行っている(例えば、Sampson, R. J. and Laub, J. H., 1993, *Crime in the Making: Pathways and Turning Points through Life* : Harvard University Press.)。

これに対し、日本の立ち直り研究に目を向けてみると、矯正施設等、公的な処遇場面における「立ち直り」を解明する研究が蓄積されつつある。例えば広田ほか(2013=広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹、『現代日本の少年院教育』名古屋大学出版会。)は、少年院における「立ち直り」の在り方について取り上げ、平井(2015=平井秀幸、『刑務所処遇の社会学』世織書房。)は薬物事犯に対する刑務所処遇について取り上げている。ただし、いずれも矯正処遇における一時点での実態調査にとどまり、処遇を経た後の非行少年に直接的かつ継続的にアプローチした経験的研究はほとんど行われていない。

したがって、国内外における立ち直り研究の動向を踏まえれば公的機関による処遇と非行少年双方に焦点を当てた長期的な比較研究が必要不可欠である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、公的機関による立ち直り支援に着目して、非行少年の立ち直りプロセスを継時的に明らかにすることである。

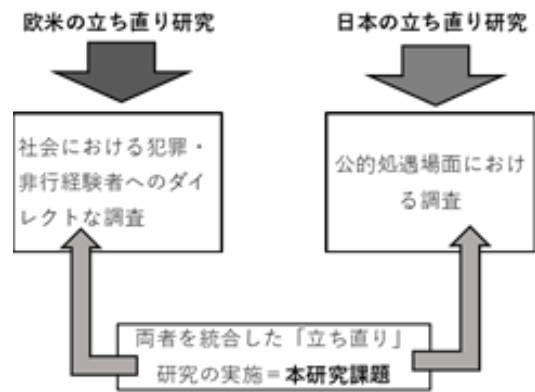


図1：本研究の位置づけ

本研究の位置づけは、図1のとおりである。すなわち、公的処遇場面はもちろん、それに限らず、社会生活をおくる非行経験者に焦点を当てて、調査を行い、より広い文脈における「立ち直り」の在り方を検討することを本研究のねらいとしている。非行少年の「立ち直り」を問ううえで、少年院や類似施設から退所し、社会生活を送る少年への調査は欠かすことができない。そこで、本研究では、非行経験者への追跡調査を主として行い、社会生活を送る上での、当事者の変化のプロセスをつぶさに記述することにする。

一方で、本研究は公的機関による立ち直り処遇にも焦点を当てる。立ち直り処遇は、非行少年に対し立ち直りの資源を提供すると同時に一方で、公的に逸脱者のレッテルを貼るという営みでもある。そこで、「非行から離脱させながら公的に非行少年のレッテルを貼る」というアンビバレントな性質を有した少年の立ち直り処遇にかかわる人々に着目する。すなわち、処遇を施す支援者と、処遇を経験した非行経験者双方に着目し、既存の立ち直り支援策の有効性を探り、非行少年の立ち直りプロセスを明らかにすることが本研究の目的である。ここでは具体的に、更生保護施設などの処遇施設での支援の実態や、犯罪者・非行少年を積極的に雇用する協力雇用主の支援の実態を調査し、支援の在り方を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、非行少年の立ち直りを明らかにする。そのため、以下の3ステップで研究を実施した。すなわち、(1)非行経験者に対する追跡調査。(2)少年処遇に携わる支援者に対するインタビュー調査。(3)(1)と(2)の知見を踏まえ、双方の比較分析を行う。以上を実施することで、少年処遇におけるアンビバレント性が非行少年の立ち直りにどのような影響を与えるのかを明らかにする。そして、どのような非行経験者に対し、既存の政策が有効であるのかを示す。

なお、非行経験者に対する調査ならびに処遇に携わる支援者に対する調査は、すでに申請者が調査を重ねてきた対象者に加え、これまで交通費等の関係で調査できなかった西日本の対象者中心に調査を実施し、ケースの類型化を試みる。

加えて、本研究は我が国の「立ち直り」の特性を理解するため、国際比較を視野に入れた研究設計をとった。そのために、本研究では日本と類似する少年法制度を有する台湾を比較対象として、台湾の少年院や鑑別所、家庭裁判所や少年輔導委員会の視察を行った。加えて、台湾の少年院と少年輔導委員会のそれぞれで勤務する専門職への聞き取り調査も行った。台湾における非行支援の実態調査を進めた。

4. 研究成果

<平成 28 年度の成果>

当該年度は、研究を開始するに必要な最低限の備品の購入、基本的参考図書の購入を行った。加えて、今後の研究をスムーズに展開できるように、新たな地域や国外の非行支援ネットワークを形成した。

まず、非行経験者へのインタビューと支援者へのインタビューを中心に行うことを計画した。実際の研究活動としては、これまで築き上げたフィールドとの関係調整に加え、(1)と(2)の調査をさらに円滑に遂行するためのフィールド開拓を中心として実施した。その結果、当該年度においては、非行経験者数名へのインタビュー調査ならびに、非行支援者との関係性を築き上げた。

その結果、非行経験者については「日本教育社会学会 68 回大会」にて研究の経過報告を行った。本報告では、少年院を経験した若者が、自らの経験(非行経験から少年院処遇、現在の生活実践に至るまで)を語る方法に焦点を当てている。

また、非行支援者については「日本犯罪社会学会 43 回大会」にて研究の経過報告を行った。本報告では、犯罪者・非行少年を積極的に雇用する協力雇用主が、どのような論理のもとで彼らを雇用しているのかを報告した。

加えて、非行支援現場における「立ち直り」の特性をよりの確に捉えるために、非行少年に類似する生き辛さを抱える児童虐待の当事者ならびに支援者への調査も新たに開始した。今後は、これまで申請者が実施した非行少年に関する調査の事例と、児童虐待に関する事例とを比較検討しながら「立ち直り」実践における当事者と公的支援の連関についてより広義な視座に基づく整理を試みる。

また、本研究は国際比較も視野に入れた研究設計を持っていた。申請当初は先行研究事例の豊富さからアメリカの事例との比較を試みたが、日本と類似する少年法制度を有する台湾との比較を試みることにした。当該年

度においては、台湾の少年輔導委員会や少年院の視察を予備的に実施し、支援者との関係性構築も行った。以後は、日台の「立ち直り」支援の比較検討を行い、日本における「非行からの立ち直り」の特性を明らかにするべく研究を進める。

平成 28 年度では、次年度以降、調査を継続し整理・分析をしていくための、基盤づくりができたといえる。また、研究会への出席や学会での報告を通して本研究課題の成果報告の実施や、最新の学術知を得ることができた。

<平成 29 年度の成果>

当該年度は、非行経験者へのインタビューを引き続き行い、また支援者へのインタビューも行った。加えて、非行支援現場における「立ち直り」の特性をよりの確に捉えるために、非行少年に類似する生き辛さを抱える児童虐待の当事者ならびに支援者へのインタビューも行い、非行経験者の特性を理解するための資料とした。

上記の調査をもとに、非行経験者については「犯罪社会学研究」に論考を投稿し、アクセプトされた。本稿では、更生保護施設で生活する女子少年の語りをもとに、立ち直りとスティグマの関係性について論じている。

さらに、非行支援者についても研究成果をまとめている。「日本犯罪社会学会 44 回大会」にて成果を報告した。本報告では、更生保護施設に従事するスタッフの指導方法に着目し、彼らがいかなる方法で、男子少年の「立ち直り」のストーリーを促しているのかを明らかにした。

また、本研究は日本と類似する少年法制度を有する台湾との比較を試みている。前年度において行った、台湾の少年輔導委員会や少年院の視察で入手した資料の翻訳を進めるとともに、当該年度では台湾の少年院に勤務する専門家や、非行少年の社会内支援に携わる専門家へのインタビュー調査を行った。

また、台湾の事例と比較を行うために、日本におけるソーシャルワーカーへの聞き取りも行った。

上記の調査をもとに、青少年の問題行動を支援する学校の仕組みについて、整理をお粉、「中国四国教育学会 69 回大会」ならびに、「中国四国教育学会紀要」に報告を行った。本報告では、日本のスクールソーシャルワーク制度ならびに、台湾の輔導教師の制度についてそれぞれ整理し、特徴を論じた。

<研究成果の総括と今後の課題>

本研究では、非行少年の立ち直りの在り方を明らかにするため、非行経験者と、支援者の双方に調査研究を行ってきた。とりわけ、公的機関のラベリング機能にも着目して、そのデータの分析を行い、その成果は犯罪社会学研究などに掲載された。以下に、都島(2017 = 「更生保護施設におけるスティグマと『立

ち直り』—ある非行経験者のスティグマ対処行動に関する語りに着目して—」『犯罪社会学研究』第42集：155-170)のアブストラクトを参照し、知見の概要を掲載する。

「非行・犯罪からの離脱」に関する研究では、「立ち直り」の過程において、スティグマからの回復が重要であると言われている。しかしながら先行研究では更生保護施設におけるスティグマの効果や当事者の対処行動について十分に取り上げられては来なかった。

本研究で得られた知見は、主に以下の2つである。1つは、更生保護施設に入所している非行経験者による、スティグマ対処行動についてである。就労生活や施設生活を維持するために、「補償努力」や「開き直り」という方法でスティグマの埋め合わせをしていた。例えば、非行経験者であるといった自己に対して、職場で否定的なまなざしを向けられていると、非行経験者が知覚したとする。そうした際に彼らは、むしろ他者より有能であることを仕事でアピールするといった対処を行っていることである。あるいは施設の中で欠点をスタッフに指摘された場合には、欠点のある自己を開き直って、受容するといった対処を行っていた。

一方で、「更生保護施設」という集合的なスティグマも存在しており、それを知覚している非行経験者にとって更生保護施設は、スティグマ強化の場だけでなく、緩和の場として経験されていることである。つまり、彼らは「更生保護施設」に入所していることによる地域社会の否定的なまなざしを経験する。だが一方で、同じ入所者同士でそのスティグマを分かち合うことで連帯意識も生まれており、それによる緩和の経験がありうるということである。

本研究の知見を踏まえると、スティグマ付与の経験とその対処行動が非行からの「立ち直り」において重要な解釈資源をもたらしていることがわかった。

また、本研究は我が国の「立ち直り」の特性を理解するため、国際比較を視野に入れた研究設計をとった。申請当初は先行研究事例の豊富さからアメリカの事例との比較を試みたが、予算上の都合や、現地調査遂行可能性などを勘案して、日本と類似する少年法制度を有する台湾との比較を試みることにした。その成果は、中国四国教育学会紀要に掲載された。

以下に、都島梨紗・川瀬瑠美(2017=『チーム学校』のための校内連携に関する一考察—台湾における子どもの問題をめぐる専門職と教師の連携システムに着目して—)『中国四国教育学会紀要(CD-ROM版)』63号：192-199)を参照し、知見の概要を掲載する。

本稿では、「チーム学校」をキーワードとして、学校における子どもの問題における台湾と日本の対応方策の違いを明らかにした。まず本稿では、日本における状況を把握する

ために先行研究を中心に整理を試みた。その結果、学校と専門職との連携を進める際に3つの課題が存在していることが分かった。1つ目は、教師が「子どもの日常に関わる専門職」としての役割を担っているという背景もあり、専門職に中々ケースを委ねようとせず、分業体制がとりづらいことである。2つ目は、教師が指導力・資質欠如とみなされたくないために、専門職との連携をせず、抱え込んでしまう状況があることである。3つ目は、専門職がかかわったことによる効果検証がなされていないことである。

次に本稿では、台湾における子どもの問題に対する学校と専門職の連携の在り方を示した。台湾では、ゲートキーパーが輔導教師という明確な役職として配置されていることが明らかになった。さらに輔導教師が所属する輔導室には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門職が所属し、ケースに応じて担当者が分業するシステムが整備されていることがわかった。加えて、校外連携に関して専門職が活用されており、その専門職を支援する機関による専門機関との連携を円滑にするシステムが構築されていることもわかった。

社会福祉や臨床心理の専門職を配置している点や、子どもの問題に対して、学校組織の中で、教師がゲートキーパーとしての役割を担っている点は日本と共通しているものの、具体的な問題解決の過程において台湾では明確な分業体制が整えられている点が大きく異なる。

また、台湾には輔導教師という職業も設置されており、教師でありながら子どもの問題に対する専門知を高等教育機関で学修した専門職が学校組織を形成している点も特徴的であるといえる。輔導教師が、専門職と教師の橋渡し役を担っている可能性が考えられるだろう。さらに補足事項となるが、台湾におけるスクールソーシャルワーカーに関して言えば、青少年のソーシャルワークを専門とする専門職が存在し、実務的に携わっている場合もあるということがわかっている。

本研究の知見を踏まえると、日本には学校で発生する問題行動における対応方策に課題を持っていることがわかり、一方で台湾では、日本と異なった輔導教師を中心とする組織の在り方で対応していることが分かった。こうした比較を通し、日本における非行をはじめとする問題行動対応の方法について、より実践的に検討している必要性が明らかになった。

最後に、本研究の課題を述べる。本研究では、非行少年の追跡調査と専門職への聞き取り、ならびに台湾での現地視察・調査を行った。まず、非行少年の追跡調査であるが、彼らが立ち直りに向けて社会生活を送る中で、どのような障壁があるのかどうかについては、引き続き丹念に追跡調査を行う必要があると言える。例えば、就職、結婚や子育てと

いったライブイベントを経るにあたり、過去の経験がスティグマ化し、障壁となる場面もありうるだろう。今後も引き続き、調査を進める必要があると言える。

また、支援者についてであるが、近年非行経験者が支援者となり、自立準備ホームや更生保護施設を運営しているケースが増えてきた。現役の非行少年の生活を支えている「元」非行少年に着目し、彼らの支援が、一般の専門職とどのように異なっているのかや、共通する点などを整理していく必要があると言える。

そして、台湾での調査についてだが、今後は、当該データの翻訳と整理を通して、日台の「立ち直り」支援の比較検討を行い、日本における「非行からの立ち直り」の特性を明らかにするべく研究を進める必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ①都島梨紗・川瀬瑠美, 2017, 「『チーム学校』のための校内連携に関する一考察—台湾における子どもの問題をめぐる専門職と教師の連携システムに着目して—」『中国四国教育学会紀要 (CD-ROM 版)』63 号: 192-199, 査読無.
- ②都島梨紗, 2017, 「更生保護施設におけるスティグマと『立ち直り』—ある非行経験者のスティグマ対処行動に関する語りに着目して—」『犯罪社会学研究』第 42 集: 155-170, 査読有.

[学会発表] (計 4 件)

- ①都島梨紗・川瀬瑠美, 2017, 「『チーム学校』のための地域連携方法に関する一考察—台湾・台北市における教育・福祉・司法領域の支援活動事例に着目して—」『中国四国教育学会 69 回大会』
- ②都島梨紗, 2017 「更生保護施設における「立ち直り」資源生成過程の検討—スタッフの指導ストラテジーに着目して—」『日本犯罪社会学会 44 回大会』
- ③都島梨紗, 2016 「協力雇用主における就労支援の作法—『就労=立ち直り』言説の受容に注目して—」『日本犯罪社会学会 43 回大会』
- ④都島梨紗, 2016 「どのように『元』非行少年になっていくのか—非行経験者への追跡調査を事例として—」『日本教育社会学会 68 回大会』

6. 研究組織

(1) 研究代表者

都島 梨紗 (TSUSHIMA RISA)
東亜大学・人間科学部・講師
研究者番号: 70779909